

## 入札参加者の心得〔電子入札用〕

(趣旨)

第1条 この心得は、羽村市（以下「市」という。）が東京電子自治体共同運営電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）を用いて行なう競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者が守らなければならない事項及び契約に関し必要な事項を定めるものとする。

(入札参加資格の認定及び指名の取消し)

第2条 競争入札に参加する資格を有すると認定された者及び指名を受けた者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、当該競争入札の参加資格認定及び指名を取り消す。ただし、羽村市長（以下「市長」という。）が特別の理由があると認めた者及び第2号から第7号までのいずれかに該当し、その事実があった後、2年を経過した者を除く。

- (1) 成年被後見人等で契約を締結する能力を有しない者及び破産者で、復権を得ない者
- (2) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を妨害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (6) 第2号から前号までのいずれかに該当する事実があった後、2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (7) 市長が認める国税及び地方税を完納していない者

(入札参加の取消し)

第3条 競争入札の参加者（以下「入札参加者」という。）において、経営、資産、信用等の状況により契約の履行がなされないおそれがあると認められるときは、当該競争入札の参加を取り消す。

(報告義務)

第4条 入札参加者は、次の各号のいずれかに該当した場合は、市に対し速やかに報告しなければならない。

- (1) 地方公共団体より指名停止措置を受けたとき又は指名停止措置に該当する事象を発生させた場合
- (2) 建設業法（昭和22年法律第100号）による営業停止を命ぜられた場合

(入札保証金)

第5条 入札参加者は、その見積もる契約金額の100分の3以上の入札保証金を納めなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部の納付を要しない。

- (1) 入札参加資格者が、保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 競争入札に係る公告（以下「公告」という。）又は指名通知書（以下「指名通知」という。）及び入札に関する説明資料において、入札保証金の全部又は一部の納付を要しないとされたとき。
- (3) 入札者が適正な参加資格を有する者で、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

（入札保証保険証券の提出）

第6条 入札参加者は、市を被保険者とする入札保証保険契約を締結して入札保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該入札保証保険契約に係る保険証券を市へ提出しなければならない。

（入札保証金の納付に代わる担保）

第7条 前条の規定による入札保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

- (1) 国債及び地方債
- (2) 政府保証のある債券
- (3) 資金運用部資金法(昭和26年法律第100号)第7条第1項第9号に規定する金融債(以下「金融債」という。)
- (4) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手
- (5) 銀行が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形
- (6) 銀行に対する定期預金債権
- (7) 銀行の支払保証

（入札保証金の納付方法）

第8条 入札参加者は、入札保証金を市の発行する入札保証金納付書により会計管理者に納付しなければならない。

2 会計管理者は、入札保証金の納付があったときは、入札保証金納付済書及び納付証明書を当該納入者に交付するものとする。

（入札の基本的事項）

第9条 入札参加者は、市から提示された図面、仕様書、内訳書、その他契約締結に必要な条件を検討のうえ、入札しなければならない。

2 図面、仕様書、内訳書等に誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落が提示された書面等の相互の関係により明白であるときは、落札者は、その誤記又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することはできない。

3 第1項の入札は、総価により行なわなければならない。ただし、公告又は指名通知等において、単価によるべきことを指示した場合においては、その指示するところによる。

（入札に関する質疑）

第10条 入札参加者は、入札資料等に疑義を生じたときは、公告又は指名通知等において指定した日までに質問をすることができる。

2 前項の質問に対する回答は、公告又は指名通知等において指定した日までに行うものとする。

(入札の辞退)

第11条 入札参加者は、入札時までいつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者が入札を辞退しようとするときは、電子調達システムの入札書の入札辞退欄に必要な事項を入力し入札締切日時までに提出するものとする。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けない。

(入札)

第12条 入札参加者は、あらかじめ公告又は指名通知等において示した入札締切日時までに、記名押印に相当する電磁的記録による認証を付し、電子調達システムの入札書に必要な事項を入力し入札書を提出しなければならない。

2 前項の入札は、あらかじめ期間を定めて委任状を届け出ている代理人（代理人が認証局から電子認証書を取得している場合に限る。）に行なわせることができる。

3 入札参加者は、市が積算内訳書（電磁的記録を含む。以下同じ。）の提出を求めた場合は、入札書とともに積算内訳書を提出しなければならない。

(入札の中止等)

第13条 次の各号のいずれかに掲げる事由が発生したときは、入札を中断又は中止するものとする。

(1) 天災

(2) 広域的又は地域的停電

(3) 電子調達システムにおけるシステム障害

(4) 全各号に掲げるもののほか、やむを得ない事由があると認められる場合

(入札書の書換等の禁止)

第14条 入札参加者は、その入札書の書換、引き換え又は撤回をすることはできない。

(開札)

第15条 開札は、あらかじめ指定した日時及び場所において、複数の市職員の立会いのもとに行なうものとする。

2 市が積算内訳書の提出を求めた場合は、提出された積算内訳書の記載内容の確認を行なうものとする。

3 前項の積算内訳書の記載内容については、契約上の効力は発生しない。

(公正な入札の確保)

第16条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価

格又は入札意思について、いかなる相談も行なわず、独自に価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に自己の入札価格を開示してはならない。

4 入札参加者は、告示後又は指名通知を受領後、落札者が決定されるまでの間、他の入札参加者をさぐる行為をしてはならない。

(入札の取りやめ等)

第17条 入札参加者に連合又は不穏な行動があり、又はその疑いがある場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(入札の無効)

第18条 次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者のした入札

(2) 所定の日時まで、所定の入札保証金を納付しない者のした入札

(3) 電子調達システムの入札書が入札締切日時までに、システムのサーバーに到達していない入札

(4) 電子調達システムを利用しないで提出された入札書

(5) 市が積算内訳書の提出を求めた場合で、次に掲げるもの

ア 積算内訳書を提出しない者のした入札

イ 提出された積算内訳書が白紙なもの

(6) 入札書の入力事項が不明なもの又は入札書に記名若しくは押印に相当する電磁記録のないもの

(7) 電子調達システムの画面上に示された文字種、文字数、記入例その他の指定に従わないで入力した事項を含む入札

(8) 電子調達システムにおいて、入力が必要な事項を入力せず、又は不要な項目を入力した事項を含む入札

(9) 同一事項の入札について2件以上の入札事項を記載した入札書を提出したもの

(10) 2以上の代理をしたもの

(11) 電子調達システムの不正利用及び電子証明書の不正使用により行なった入札

(12) 明らかに連合と認められる入札

(13) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したもの

(落札者)

第19条 予定価格の範囲内で最低の価格又は最高の価格(売り払いの場合)をもって入札をしたものを落札者とする。ただし、工事又は製造その他についての請負の場合においては、次条及び第21条の定めるところにより予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をしたもののうち、最低の価格をもって入札をしたもの以外のものを落札者とすることがある。

(最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合)

第20条 工事又は製造その他についての請負の競争入札の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者の当該入札に係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すことになるおそれがある著しく不適等であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をしたもの以外のものを落札者とすることがある。

(最低制限価格を設けた場合の落札者)

第21条 工事又は製造その他についての請負の競争入札の場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するために特に必要があると認め、あらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札したものを落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札をしたもののうち最低の価格をもって入札したものを落札者とする。

(総合評価方式による入札の場合の落札者)

第22条 工事請負契約の競争入札において、入札の方法が総合評価方式による場合は、入札価格が最低制限価格以上で予定価格の制限の範囲内であり、評価点が最も高い者を落札者として決定するものとする。

(再度入札)

第23条 開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき(第21条の規定により最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の入札がないとき)は、直ちに再度の入札(以下「再度入札」という。)を行なうこととする。

2 前項の再度入札の回数は、原則として2回以内とする。ただし、再度入札に参加することができる者がいないときは、再度入札は行なわない。

3 再度入札に参加することができる者は、その前回の入札に参加した者のうち、当該入札が第18条の規定により無効とされなかったもの及び最低制限価格を設けた場合に最低制限価格以上の価格で入札をしたものに限る。

4 前3項の規定にかかわらず、公示又は指名通知等において、再度入札の方法を指示した場合においては、その指示するところによる。

(再度入札の入札保証金)

第24条 前条の規定により再度入札をする場合においては、当該入札に対する入札保証金の納付(代用担保を含む。)をもって再度入札における入札保証金の納付があったものとみなす。

(くじによる落札者の決定)

第25条 落札となるべき同価の入札をした者が2以上あるときは、電子調達システムへ当該入札者があらかじめ入札書作成時に入力したくじ番号によるくじ引き(以下「くじ引き」という。)により落札者を決定する。

2 第21条の総合評価方式による競争入札の場合、評価点の最も高い者が複数あるときは、当事者の立会いによるくじ引きにより落札者を決定する。

(入札結果の通知)

第26条 開札をした場合において、落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合は名称）及び金額を、落札者がいないときはその旨を電子調達システムで入札した者に知らせる。この場合において、落札者となった者には、電子調達システムで落札者となった旨を通知する。

(契約書の作成)

第27条 競争入札により落札者と決定した者又は随意契約の相手方と決定した者は遅滞なく契約書を2部作成し、記名押印のうえ、図面、仕様書及び内訳書を添えて提出しなければならない。

2 市は契約書の提出があったときは、当該契約書に記名押印し、その1部を落札者に返付する。

(契約書作成の省略)

第28条 契約書の作成を省略する場合は、あらかじめ公告又は指名通知等において指示する。

2 前項の規定により契約書の作成を省略する場合には、請書及び公文書その他これらに準ずる書面を徴する。

(契約の確定)

第29条 契約書を作成する契約にあつては、当該契約は、羽村市長が落札者とともに契約書に記名押印したときに確定する。

(議会の議決を経なければならない契約)

第30条 工事又は製造の請負で予定価格が1億5千万円以上（物品にあつては2千万円以上）の契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第13号）の定めるところにより、議会の議決を経たうえ、契約を確定させる。

(入札保証金の返還)

第31条 入札保証金又は代用担保は、落札者に対しては契約保証金の納付後（契約保証金の納付に代えて担保が提供されている場合においては、当該担保の提供後とする。）、その他の者に対しては落札者の決定後これを返還する。

(入札保証金に対する利息)

第32条 入札保証金に対しては、その受け入れ期間につき利息を付さない。

(入札保証金の没収)

第33条 入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者の納付に係る入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）は市に帰属する。

(契約保証金)

第34条 落札者は、契約金額（単価による契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。）の100分の10以上の契約保証金を、契約書（契約書の作成を省略する場合にあつては、請書とする。）の提出前に納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、その全部又は一部の納付を要しない。

- (1) 落札者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 落札者から受託を受けた保険会社と工事履行保証保険を締結したとき。
- (3) 競争入札の公告又は指名通知等において、契約保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

（契約保証金に代わる担保等についての入札保証金の規定の準用）

第35条 第6条から第8条まで、第32条及び第33条の規定は、契約保証金について準用する。この場合において、第6条中「入札保証保険契約」とあるのは「履行保証保険契約」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する第7条に定めるもののほか、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証は、契約保証金の納付に代えることができる担保とする。

（前払金）

第36条 公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第1項に規定する公共工事であつて、契約額が50万円以上の場合は、前払金（契約額1千万円以上の場合は契約額の4割、それ未満の場合は3割、限度額を7千万円とする。工事に関する設計、調査等の契約については3割、限度額を3千万円とする。）を支払う。

2 前項の前払金について、債務負担行為を伴う複数年契約においては、前払金の全部又は一部を支払わず、翌年度以降に支払う場合がある。

（異議申立て）

第37条 入札参加者は、入札後、この心得、入札資料、契約条項及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

第38条 この心得に明記のない事項及び解釈については、契約事務担当者の指示による。